

平成23年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給は引下げ改定、期末・勤勉手当は改定見送り

- ① 月例給は民間給与との較差（△0.20%）を解消するため、引下げ改定
（中高年齢層を中心に、管理職層を平均改定率より大きく引下げ）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合とおおむね均衡していることから改定見送り
（参考） 勧告が実施された場合の平均年間給与は△1.3万円（△0.20%）

1 職種別民間給与実態調査

本年6月から8月にかけて、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所のうち110事業所を対象に、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した（調査完了率83.6%、調査実人員7,988人）。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与	職員の給与	較 差
400,733円	401,546円	△813円(△0.20%)

（参考） 昨年の較差 △706円(△0.17%)

(2) ボーナス

民間支給割合	職員の支給月数	差
3.97月分	3.95月分	0.02月分

（注） 勧告月数は、国等と同様に、0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨三入・七捨八入するので、民間支給割合が3.97月分の場合は3.95月となる。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 行政職給料表(1)：較差を解消するため、給料月額を引き下げる。ただし、若年層については改定を行わず、中高年齢層を中心に引き下げ、管理職層である6級以上は平均改定率より大きく引き下げる。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表：医療職給料表(1)を除き、行政職給料表(1)との均衡を基本とした改定を行う。

ウ 保障する給料月額：給与構造改革に伴う、経過措置としての保障する給料月額を受ける職員の在級状況を考慮して、一律に0.32%の引下げ改定を行う。

エ その他の手当：特段の必要性が認められないことから改定を行わない。

(2) 期末・勤勉手当

民間のボーナスの支給割合（3.97月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（3.95月分）とおおむね均衡していることから改定を行わない。

(3) 改定の実施時期等

この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。なお、本年12月の期末手当において、本年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る職員給与と民間給与の較差を解消させるため、所要の調整措置を講ずること。

4 人事管理に関する報告及び意見

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 十分な生活時間の確保のための時間外勤務の縮減：あらゆる機会に時間外勤務の縮減の重要性をアピールするなど全職員の啓発・教育を行うことが重要である。

イ 両立支援制度の推進：育児休業取得促進に資する勤務環境の整備などを図るとともに、引き続き積極的に職員が両立支援制度を利用するよう配慮されたい。

(2) メンタルヘルス対策：職員保健相談室やリワーク研修センター等の活用、産業医・保健相談員との連携、セルフケアの推進、管理監督者に対する啓発などに取り組まれたい。

(3) 高齢期雇用の在り方：国等の動向を注視し、本市に適した高齢期雇用の在り方について早急に検討する必要がある。

(4) 人材の確保・育成

ア 本市が求める優秀な人材の確保：特に人物面を重視した試験制度確立に向け、国及び他都市の試験制度の検証を行い、引き続き検討を行っていく。

イ 人材の育成：本市の「めざすべき職員像」をより一層具体化するとともに、職員への浸透を図るための工夫や、職員研修をはじめとする具体的な取組を充実させていただきたい。

(5) 市民からの信頼確保：市民からの期待と信頼に応えられるよう、職務に精励していただきたい。

【参考】

1 モデル給与例

(単位：円)

職務段階	年齢	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	30歳	配偶者	291,100	4,583,000	291,100	4,583,000	0
係長	40歳	配偶者、子2	431,700	6,892,000	430,800	6,878,000	△ 14,000
課長	50歳	配偶者、子2	616,600	9,897,000	615,300	9,877,000	△ 20,000
局長	58歳	配偶者	756,300	12,377,000	754,200	12,341,000	△ 36,000

※1 モデル給与例の月額は、給料、扶養手当、地域手当（12%）、住居手当（自宅居住者）及び管理職手当（局長は1種及び課長は8種）を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

※2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

2 給与勧告に伴う職員の平均給与月額

勧告前の給与月額	改定額	勧告後の給与月額	平均年齢
401,546円	△ 813円	400,733円	41.0歳

3 給与勧告に伴う職員の平均年間給与

勧告前の平均年間給与	勧告後の平均年間給与	平均年間給与の差
6,405,000円	6,392,000円	△ 13,000円 (△ 0.20%)

4 給与勧告に伴う所要額（見込）

(1) 企業職を除いた場合 約△1億3,000万円

(2) 企業職を含んだ場合 約△1億7,000万円

問い合わせ先 川崎市人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341